

7.緑化重点地区における緑化の推進

7-1.緑化重点地区の考え方

緑化推進重点地区とは、「緑化の推進を重点的に図るべき地区」であり、公園緑地等の整備、緑化を重点的に推進し、その動きを周辺に広げていく役割を担う地区である。以上のことから、これからの弟子屈町の緑のまちづくりのモデルとなる緑化重点地区の設定を行う。

7-2.緑化重点地区の設定

7-2-1.緑化重点地区対象区域の設定

本町では、用途地域が 280ha とコンパクトな市街地が形成されており、行政、商業、生活の中心となっている。市街地は、釧路川や鑑別川と一体的に形成され、市街地内には弟子屈神社やてしかがの蔵周辺緑地等の豊かな樹林地が残されており、市街地環境の保全・向上や景観形成を図ることが求められている。

更に、身近な生活の場において住民の憩いやレクリエーション活動空間となる公共施設緑地の適正な配置や防災・避難地機能を有する屋外空間の確保が求められている。

これらのことから、市街地全体の緑環境を向上することにより、弟子屈町の全体の緑環境の質や町民の意識を高めることが期待されることから、**弟子屈町市街地全体（用途地域全体）を緑化重点地区に設定し、緑化推進や緑の保全、創造を行うものとする。**

7-2-2.地域の特性

1) 主な土地利用特性

- ・当該地区は、市街地の中心に位置しており、商業・業務地や住宅地等の土地利用となっている。
- ・用途地域の中央及び隣接して釧路川や鑑別川が流れており、潤いある市街地を形成している。

2) 主な公共施設整備状況

- ・弟子屈町役場、弟子屈小学校、弟子屈中学校、弟子屈高等学校等の公共施設の大半が位置している。
- ・都市公園や公共施設緑地は、水郷公園、湯の島公園等が整備されている。
- ・当該地区内には、都市計画道路は、3.2.6 湯の島通、3.3.1 日の出通、3.3.5 鑑別通、3.4.2 駅前通、3.4.3 阿寒下鑑別通、3.4.4 栄橋通、3.4.7 弟子屈通、3.4.8 下鑑別通、3.4.9 中学校通が整備されており、このうち3.2.6 湯の島通、3.4.7 弟子屈通の全線、3.3.1 日の出通、3.4.2 駅前通、3.4.4 栄橋通、3.4.9 中学校通の一部に街路樹が整備されている。

3) その他

- ・当該地区には、弟子屈神社、顕正寺等の社寺、グリーントネル、(仮)湯の島緑地等良好な緑地が残されている。
- ・釧路川沿いには、(仮)摩周温泉公園（旧国立病院跡地）があり、交流・休息空間として整備が期待される。
- ・弟子屈小学校付近には、てしかがの蔵周辺緑地があり、残された樹木の緑が周辺に潤いを与えている。
- ・弟子屈浄化センターの隣接地は、未利用地となっており、釧路川と鑑別川の合流部付近であることから、水辺との連携を考慮した新たな住民のレクリエーション空間等の整備が期待される。
- ・弟子屈中学校は、校舎を建替える際に、用地の一部が憩い・多目的広場や地域防災拠点としての整備が期待される。

7-2-3.基本方針

- 釧路川を緑の拠点と位置づけ都市緑地の拡張整備を進める。

- 釧路川を水と緑のネットワーク軸と位置づけ、水郷公園、(仮)摩周温泉公園（旧国立病院跡地）、道の駅「摩周温泉」、グリーントネル等の川沿いの公園緑地を結び、環境保全、レクリエーションネットワークを形成する。
- 市街地内の一時避難場所、避難収容施設や都市公園等の避難施設や道路、グリーントネル等とのネットワークを強化し、また、弟子屈中学校周辺を地域防災拠点となる市街地の防災に資する地区を形成する。
- 摩周駅前広場や国道交点における緑化活動持続し、町の玄関として緑化による景観形成を図る。
- 緑豊かな街並みの形成に向け、積極的な沿道緑化の推進を図る。
- 既存樹木の保全や住民が主体となつて行う地域ぐるみの緑のまちづくりを支援する。

7-2-4. 緑化施策

1) 都市公園の整備

- ・ (仮)摩周温泉公園（旧国立病院跡地）を釧路川都市緑地として整備する。
- ・ てしかがの蔵周辺緑地を公園緑地として整備するとともに、現況樹木を保全する。
- ・ 弟子屈浄化センターの隣接地については、新たに公園緑地として整備し、住民のレクリエーション、憩いの空間として整備する。
- ・ 弟子屈中学校改築後の跡地と隣接地である町営陸上競技場及び町営野球場を包括した憩い・多目的広場や地域防災拠点として位置づけ、環境整備する。

2) 緑の軸を形成する道路緑化

- ・ 都市計画道路で街路樹が整備されている 3・2・6 湯の島通、3・4・7 弟子屈通の全線、3・3・1 日の出通、3・4・2 駅前通、3・4・3 阿寒下鑑別通、3.4.4 栄橋通、3・4・9 中学校通の一部の樹木等を育成し、さらに街路樹未整備区間においても連続する街路樹等の整備を行い、道路空間を活用した緑の軸を形成するとともに防災ネットワークの形成を図る。


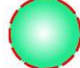







3) 住宅地・商業地の緑の形成

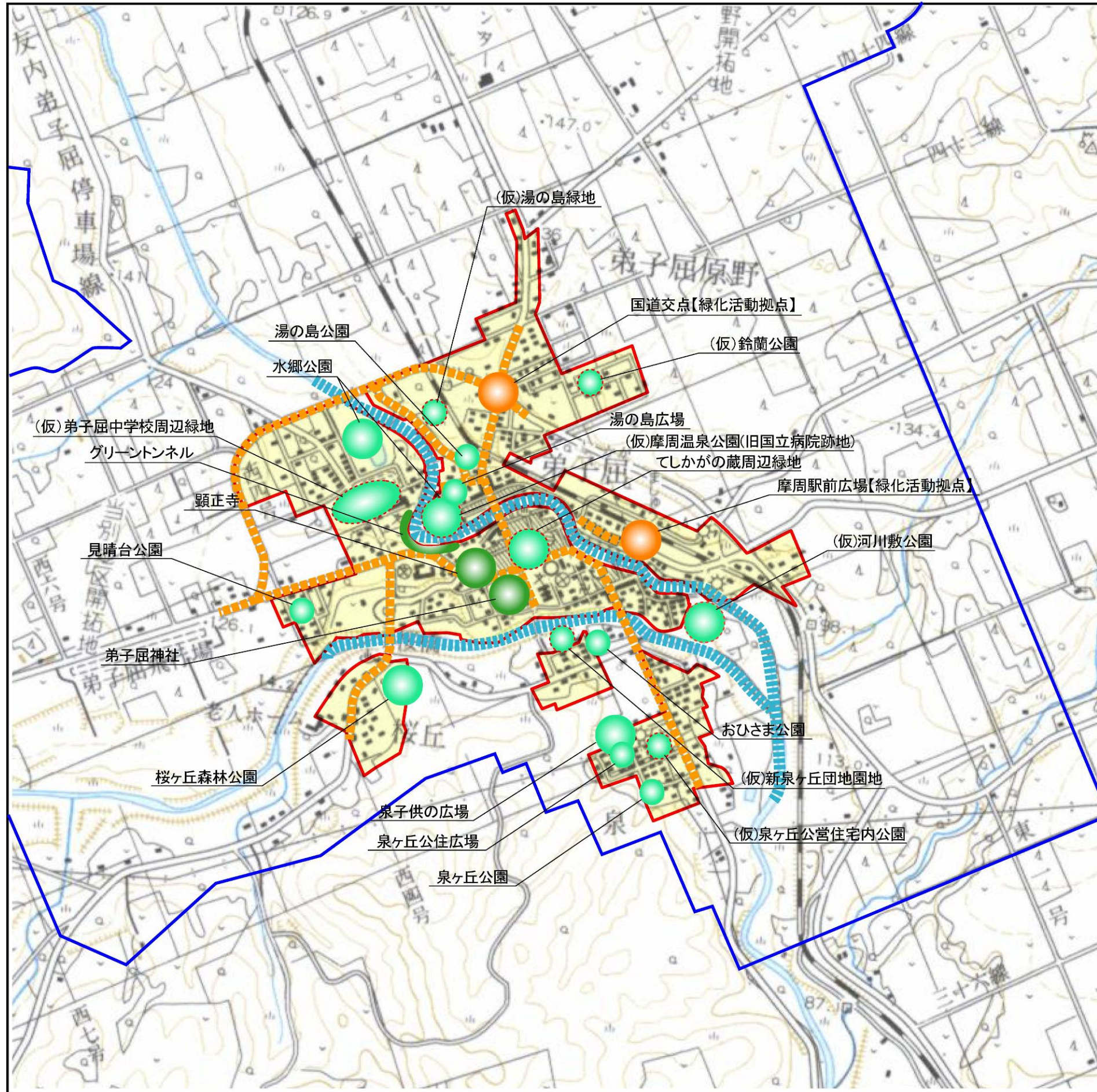
- ・ 当該地区の住宅地・商業地への緑化活動を啓発し、当該地区の住環境の向上を図る。
- ・ 公共公益施設については、現状の緑化活動の継続やさらに緑化活動の拡大を図り、当該地区の緑環境の向上を図る。
- ・ また、JR摩周駅前広場や国道 241 号と国道 243 号の交差点周辺を緑化活動拠点として位置づけ、住民参加による積極的な緑化を行う。

4) 町民への普及啓発

- ・ 緑化や緑の保全の重要性について、緑化講習会、町内の樹林地や公園の見学会・学習会等を開催し、緑環境に対する啓発活動を行う。
- ・ JR摩周駅や国道交点の花壇づくりを継続し、さらにその他の道路の花壇や商店街のプランター花壇等について町民に緑化活動への啓発を行う。
- ・ 緑化イベント等に町民を対象に花苗や苗木を配布し、町民の手による弟子屈町の緑の環境づくりを行う。
- ・ 町の広報やホームページ等により、町内の緑についての情報や花や樹木の紹介、全国の緑化活動等の情報を提供し、町民の緑や環境に対する興味関心や意識を高める。
- ・ 小学校や中学校において、学校内の花壇づくり、美化清掃、環境教育等の緑や環境についての取組を実施し、次世代に引継いで弟子屈町の環境を持続し、さらに向上していくよう努める。

図7-1-1 緑化重点地区基本計画図

- 凡例
-  都市公園・公共施設緑地：現況
 -  都市公園・公共施設緑地：計画
 -  保全系緑地
 -  緑化活動拠点
 -  水と緑の軸（河川）
 -  水と緑の軸（道路）
 -  緑化重点地区
 -  都市計画区域
 -  用途地域



0 100 500 1,500